■【先進医療A】細菌又は真菌に起因する難治性の 眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法)の実施に関して

当院は厚生労働大臣の定めによる、前房蓄膿、前房フィブリン、硝子体 混濁又は網膜病変を有する眼内炎に罹患している患者に対する細菌又 は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断(PCR法)の 実施を行う医療機関です。

- 主として実施する医師は専ら眼科に従事し、当該診療科について十年年以上の経験を有する眼科専門医です。
- 当該療養について一年以上の経験を有し、主として実施する医師として二十例以上の症例を実施しています。
- 内科及び眼科を標榜し、眼科において常勤の医師を三名以上配置しています。
- 内科において常勤の医師を配置しています。
- 臨床検査技師を配置しています。
- 医療機器保守管理体制を整備しており、 倫理委員会および医療安全管理委員会を設置しています。
- 当該療養について十五例以上の症例を実施しています。
- 当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保 険医療機関と共有する体制を整備しています。
- 細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断 (PCR法)は先進医療として保険診療の一部負担金相当額とは別に、 下記料金が必要となります。

細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する 迅速診断(PCR法) 31,000円